平成２６年（フ）第３９５１号
大阪府八尾市恩智北町２丁目76番地の３ココ川﨑103号
債務者　髙橋　正次
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５１号
函館市港町１丁目32番13号
債務者　畑中　靖彦
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２５７号
函館市亀田本町12番14号
債務者　加藤　裕子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２５９号
北海道北斗市七重浜１丁目７番28号
債務者　高田　明人
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２６２号
函館市五稜郭町17番２―302号
債務者　吉岡　照恭
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４６号
和歌山県田辺市新万24番９―304号
債務者　阪本　和彦
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第４７号
和歌山県田辺市新万24番９―304号
債務者　阪本　紀子（旧姓五味）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第８６号
山口県山陽小野田市北竜王町８番45号みなとハイツＢ棟101号
債務者　権藤　忠士
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１９９号
埼玉県比企郡吉見町大字久保田216番地
債務者　矢島　繁政
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１５２号
茨城県つくばみらい市小絹238番地７　グリーンタウン谷和原Ｂ―201
債務者　門井とし子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６４号
千葉県印西市滝野６丁目17番10号
債務者　菅原　りか
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１６７号
千葉県印西市大森3428番地８
債務者　中村　雅樹
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６９号
千葉県木更津市請西東５丁目21番地11　レオパレス美咲ヶ丘Ｂ棟101号
債務者　山口　松治
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第７０号
千葉県富津市千種新田230番地
債務者　伏見　　敬
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第７６号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前３丁目14番地３　アリス袖ケ浦第１―104号
債務者　立野より子
1　決定年月日時　平成26年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第８１号
千葉県木更津市大和２丁目18番９号　ファーストワン201
債務者　千代田弘子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第２６１号
高知県香美市土佐山田町361番地８　コーポ山藤３号室
債務者　水田　靖一
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで　高知地方裁判所破産係